

LCA 日本フォーラム会費規則

本細則は平成 22 年 12 月 10 日制定の LCA 日本フォーラム規約（以下「原規約」という。）第 6 条に規定する会費の細則を定める。

（会費の構成）

第 1 条 会費構成は「LCA 情報提供・交流活動」および「データベースの維持」に係わる基本経費並びに「データベースの利用」に係る利用経費で構成する。

（登録企業会員の設定）

第 2 条 工業会Ⅱ会員は工業会傘下のデータベース利用会員を登録企業会員として 10 企業まで設定できる。

- 2 第 3 条の定めに係わらず工業会Ⅱ会員の登録企業会員が 10 企業を超える場合はその会費額を追加 1 登録企業会員ごとに 50,000 円を加算した額とする。但し、追加登録企業の従業員数が 300 人未満の場合は 30,000 円を加算した額を選択できるが、この場合第 5 条の DB 利用者は 2 名までとする。

（会費）

第 3 条 原規約第 4 条に定める会員種別ごとに年会費を次のように定める。

- ① 工業会Ⅰ会員 : 年会費 100,000 円
- ② 工業会Ⅱ会員 : 年会費 400,000 円
- ③ 工業会Ⅲ会員 : 年会費 30,000 円
- ④ 団体等会員 : 年会費 80,000 円
- ⑤ 学術組織（学会）会員 : 年会費 100,000 円
- ⑥ 優先企業会員 : 年会費 50,000 円
- ⑦ 優先企業会員 B(従業員 300 人未満) : 年会費 30,000 円
- ⑧ 工業会Ⅱ登録企業会員 : 年会費免除
- ⑨ 一般企業会員 A(従業員 1000 人以上) : 年会費 80,000 円
- ⑩ 一般企業会員 B(従業員 1000 人未満) : 年会費 50,000 円
- ⑪ 一般企業会員 C(従業員 300 人未満) : 年会費 30,000 円
- ⑫ 大学研究室等会員 : 年会費 30,000 円
- ⑬ 個人会員 : 年会費 13,000 円
- ⑭ 特別会員 : 年会費 運営委員会で定めた金額

- 2 前項⑤の学術(学会)組織は同組織を構成する個人のデータベース利用者の利用料を毎年まとめて納入するものとし、そのデータベース利用料は一人につき毎年 7000 円とする。

- 3 第 3 条 1 項⑥～⑪の企業の関係会社において、同組織として認められる範囲は、完全子会社までとする。

（期間及び期中入会）

第 4 条 年会費の対象期間は毎年 4 月 1 日より始まる会計年度とする。

- 2 期中入会に関する会費は年会費全額とする。

（登録と会員 ID およびパスワード）

第 5 条 会員は ID・パスワードを必要とする個人名にて登録するもの（以下「DB 利用者」という。）とし、ID・パスワードは DB 利用者に対し 1 本発給する。

2 工業会Ⅰ会員、工業会Ⅱ会員、学術組織（学会）会員、及び工業会Ⅲ会員の事務局は 1 名を DB 利用者とすることが出来る。

3 工業会Ⅰ会員、工業会Ⅱ会員、工業会Ⅲ会員、学術組織（学会）会員、及び、個人会員を除く会員要望により 6 名まで DB 利用者とすることが出来る。但し、一般企業会員 B は 4 名まで、優先企業会員 B と一般企業会員 C は 2 名までとする。

4 学術組織（学会）会員は、前記第 3 条 2 項に記載されたデータベース利用料を納付することを条件に、当該組織を構成する個人の要望により DB 利用者とすることが出来る。

5 個人会員は当該個人を DB 利用者とする。

（その他）

第 6 条 本 LCA 日本フォーラム会費規則の規定に定めること以外の問題が生じたときは運営委員会にてその対応を検討するものとする。

付則 本細則は平成 16 年 4 月 23 日 から適用する。

本細則は平成 17 年 4 月 1 日より改定適用する。

本細則は平成 19 年 4 月 1 日より改定運用する。

本細則は平成 22 年 12 月 10 日より改定運用する。

本細則は令和 5 年 6 月 29 日より改定運用する。

付則 2 平成 22 年 12 月 10 日時点で解散する日本環境フォーラムの会員のうち LCA 日本フォーラムに属していない会員に対する経過措置

平成 22 年 12 月 10 日で解散する日本環境効率フォーラム会員に対する会費の経過措置として平成 23 年度から平成 25 年度を移行期間と定め、従前の日本環境効率フォーラムの会員区分の会費を適用するものとする。なお、当該期間経過後は本規則第 3 条に定める会員区分の会費を適用するものとする。